令和５年度

大垣消防組合の財務書類

貸　借　対　照　表

行政コスト計算書

純資産変動計算書

資金収支計算書

令和７年２月
総務課

【様式第１号】

貸借対照表

（令和6年3月31日現在）

令和５年度
大垣消防組合

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,790,740	固定負債	3,810,791
有形固定資産	3,040,954	地方債	2,139,717
事業用資産	2,677,030	長期未払金	0
土地	547,965	退職手当引当金	1,671,074
立木竹	0	損失補償等引当金	0
建物	2,825,922	その他	0
建物減価償却累計額	△ 1,011,581	流動負債	349,404
工作物	154,579	1年内償還予定地方債	199,067
工作物減価償却累計額	△ 33,076	未払金	0
船舶	1,918	未払費用	0
船舶減価償却累計額	△ 1,918	前受金	0
浮標等	0	前受収益	0
浮標等減価償却累計額	0	賞与等引当金	150,337
航空機	0	預り金	0
航空機減価償却累計額	0	その他	0
その他	0	負債合計	4,160,195
その他減価償却累計額	0	【総資産の部】	
建設仮勘定	193,221	固定資産等形成分	3,790,740
インフラ資産	0	余剰分（不足分）	△ 4,003,388
土地	0		
建物	0		
建物減価償却累計額	0		
工作物	0		
工作物減価償却累計額	0		
その他	0		
その他減価償却累計額	0		
建設仮勘定	0		
物品	2,511,670		
物品減価償却累計額	△ 2,147,746		
無形固定資産	0		
ソフトウェア	0		
その他	0		
投資その他の資産	749,786		
投資及び出資金	0		
有価証券	0		
出資金	0		
その他	0		
投資損失引当金	0		
長期延滞債権	0		
長期貸付金	0		
基金	749,786		
減債基金	0		
その他	749,786		
その他	0		
徴収不能引当金	0		
流動資産	156,807		
現金預金	156,807		
未収金	0		
短期貸付金	0		
基金	0		
財政調整基金	0		
減債基金	0		
棚卸資産	0		
その他	0		
徴収不能引当金	0	純資産合計	△ 212,648
資産合計	3,947,547	負債及び純資産合計	3,947,547

【様式第２号】

行政コスト計算書

自　令和5年4月 1日

至　令和6年3月31日

大垣消防組合　　（単位：千円）

科目	金額
経常費用	2,390,409
業務費用	2,378,348
人件費	1,959,568
職員給与費	1,702,416
賞与等引当金繰入額	150,337
退職手当引当金繰入額	106,720
その他	95
物件費等	409,947
物件費	157,163
維持補修費	1,661
減価償却費	251,123
その他	0
その他の業務費用	8,833
支払利息	7,160
徴収不能引当金繰入額	0
その他	1,673
移転費用	12,061
補助金等	10,592
社会保障給付	0
他会計への繰出金	0
その他	1,469
経常収益	41,496
使用料及び手数料	7,089
その他	34,407
純経常行政コスト	2,348,913
臨時損失	0
災害復旧事業費	0
資産除売却損	0
投資損失引当金繰入額	0
その他	0
臨時利益	0
資産売却益	0
その他	0
純行政コスト	2,348,913

【様式第３号】

純資産変動計算書

自　令和5年4月 1日

至　令和6年3月31日

大垣消防組合　　（単位：千円）

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高	△ 196,320	3,722,109	△ 3,918,429
純行政コスト	△ 2,348,913		△ 2,348,913
財源	2,332,584		2,332,584
税収等	2,317,000		2,317,000
国県等補助金	15,584		15,584
本年度差額	△ 16,329		△ 16,329
固定資産等の変動（内部変動）		68,630	△ 68,630
有形固定資産等の増加		216,999	△ 216,999
有形固定資産等の減少		△ 251,123	251,123
貸付金・基金等の増加		107,184	△ 107,184
貸付金・基金等の減少		△ 4,430	4,430
資産評価差額	0	0	
無償所管換等	0	0	
その他	0	0	0
本年度純資産変動額	△ 16,329	68,630	△ 84,959
本年度末純資産残高	△ 212,649	3,790,739	△ 4,003,388

【様式第４号】

資金収支計算書

自　令和5年4月 1日
至　令和6年3月31日

大垣消防組合　　（単位：千円）

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	2,049,254
業務費用支出	2,037,193
人件費支出	1,869,536
物件費等支出	158,824
支払利息支出	7,160
その他の支出	1,673
移転費用支出	12,061
補助金等支出	10,592
社会保障給付支出	0
他会計への繰出支出	0
その他の支出	1,469
業務収入	2,363,936
税収等収入	2,317,000
国県等補助金収入	5,439
使用料及び手数料収入	7,089
その他の収入	34,408
臨時支出	0
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	0
臨時収入	0
業務活動収支	314,682
【投資活動収支】	
投資活動支出	324,183
公共施設等整備費支出	216,999
基金積立金支出	107,184
投資及び出資金支出	0
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	14,575
国県等補助金収入	10,145
基金取崩収入	4,430
貸付金元金回収収入	0
資産売却収入	0
その他の収入	0
投資活動収支	△ 309,608
【財務活動収支】	
財務活動支出	173,056
地方債償還支出	173,056
その他の支出	0
財務活動収入	205,900
地方債発行収入	205,900
その他の収入	0
財務活動収支	32,844
本年度資金収支額	37,918
前年度末資金残高	118,889
本年度末資金残高	156,807

前年度末歳計外現金残高	0
本年度歳計外現金増減額	0
本年度末歳計外現金残高	0
本年度末現金預金残高	156,807

令和５年度　大垣消防組合の財務書類　注記

1　重要な会計方針

⑴　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産･････････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和59年度以前に取得したもの･････････････再調達原価

イ　昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの･･････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････････再調達原価

②　無形固定資産･････････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの･･････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････････再調達原価

⑵　有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的有価証券･････････････償却原価法（定額法）

②　満期保有目的以外の有価証券

ア　市場価格のあるもの･････････････会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ　市場価格のないもの･････････････取得原価（又は償却原価法（定額法））

③　出資金

ア　市場価格のあるもの･････････････会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ　市場価格のないもの･････････････出資金額

⑶　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　8年～50年

工作物　　10年～75年

物品　　1年～20年

②　無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

⑷　引当金の計上基準及び算定方法

①　退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

②　賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑸　資金収支計算書における資金の範囲

現金・普通預金・定期預金

なお、現金・普通預金・定期預金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑹　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①　物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

②　資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、工事等の性質により分類しています。

2　追加情報

⑴　財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①　財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

②　地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③　千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑵　資金収支計算書に係る事項

①　一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	700,000千円
一時借入金に係る利子額	－千円